

令和5年度花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうち  
林業の生産性向上及び労働力の確保のうち  
**地域間・産業間連携労働力確保事業**

## 公 募 要 領

令和6年6月

一般社団法人 全国林業改良普及協会

## ～助成金の交付申込をされる皆様へ～

本事業の財源は国庫補助金であり、実施団体である一般社団法人全国林業改良普及協会（以下、全林協。）では適正な補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の助成金の交付を申請する経営体等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）」、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策補助金交付等要綱（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 林整森第 208 号 農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策実施要領（令和 5 年 12 月 5 日付け 5 林整森第 209 号 林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）」およびその他の法令の定めによるほか、この公募要領の定めにも則るものとします。

- ① 助成金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消を行います。また、全林協から新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称および不正の内容を公表することがあります。
- ③ 助成金に係る不正行為に対しては、適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ助成金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申込手続きを行ってください。
- ④ 助成金交付申請書提出に当たっての注意事項
  - ・ 交付申請書等は、返却しません。
  - ・ 交付申請書等は、提出者に無断で使用しません。
  - ・ 応募要件を有しない者が提出した交付申請書等は無効とします。
  - ・ 交付申請書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - ・ 以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。
    - (ア) 農林水産省の他の助成金交付を受けている、又は受ける予定のある取組。
    - (イ) 本事業による成果について、その利用を制限し、公益・普及の利用に供しない取組。
- ⑤ 全林協は、交付決定後、交付決定した事業者名等を全林協のホームページ等で公表します。

一般社団法人 全国林業改良普及協会

## 1. 事業概要

### (1) 事業の背景と目的

我が国では、国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組が求められています。こうした中、伐採・造林などの施業を行う林業従事者等の人手不足に対する林業労働力の確保などが大きな課題となっており、また林業経営体において労働安全確保等の取組を推進する必要があります。

本事業は、認定事業主や選定経営体※（以下、「認定事業主等」という。）に対し、施業適期の異なる他地域との連携（地域間）や繁忙期の異なる農業・建設業等の他産業との連携（産業間）による労働力の確保の取組に対して支援することを目的とします。

【地域間】対象経営体の施業地域と異なる地域で施業を行う林業経営体との連携

【産業間】林業以外の産業（農業や建設業などの他の産業）との連携

※認定事業主や選定経営体

1.認定事業主：林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主

2.選定経営体：林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号 林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

### (2) 事業の効果

本事業は、花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組が求められている中で、伐採・造林等の施業を行う林業従事者等の人手不足に対する林業労働力の確保等に向けて、林業経営体が地域間・産業間連携による労働力確保を行うことにより、地域の継続的な林業労働力不足の解消に役立つことが期待されています。

## 2. 事業の内容

### (1) 助成対象事業者

本事業においては、現場従事者の受入側となる林業経営体等を対象とし、下記の条件を満たすものとします。

- ① 認定事業主等であること。
- ② 当該経営体が令和6年度に事業（伐採・造林）を計画している全市町村数のうち、スギ花粉症発生源対策推進方針（平成13年6月19日13林整保第31号）に基づき、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市町村数が過半を占めていること。但し、本事業の令和6年度の期間は、令和6年4月1日（月）から令和7年2月7

日（金）までとする。

- ③ 請負契約または在籍型出向契約に基づく地域外現場従事者の受入（地域間連携）、または安全講習等（産業間連携）に関する具体的な計画があること。
- ④ 地域間連携の場合は、受入側と送り出し側の林業経営体の主たる事務所間の距離（路程）が概ね 60 km以上離れていること。
- ⑤ 地域間連携の場合、助成対象事業地は、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市町村であること。
- ⑥ 産業間連携の場合は、研修受講者は本業が林業以外の業種であること。
- ⑦ 農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないこと。なお、「指名停止の措置等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ⑧ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ⑨ 応募にあたり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」の記入および提出をすること。

## （2）助成対象事業

選定した対象経営体が行う地域間や産業間の連携にかかる費用及び旅費を助成するものとします。

地域間連携の助成は、地域外の現場従事者を受け入れるための旅費を対象とします。

ただし、助成は予算の範囲内で行うものとします。

産業間連携の助成は、対象経営体が現場従事者に伐採作業等の安全講習等を受講させるために要した額を対象とします。

## （3）申込の単位

1 社単独での申請に限ります。

#### (4) 助成額

助成は以下の事業の区分ごとに上限の範囲内で行うものとする。

また、申請書又は実績報告書に基づき決定した額（税込み）に 100/110 を乗じた税抜き額をそれぞれ交付決定の額及び助成金の確定額とする（「消費税仕入税額控除報告書」は不要）。

##### 1) 地域間連携

助成事業内容	助成の上限
施業の請負契約または在籍型出向契約に基づき地域外の現場従事者を受け入れるための旅費	経費の 1 / 2 以内 ただし、 1 経営体当たり <b>200万円を上限</b>

##### 2) 産業間連携

助成事業内容	助成の上限
対象経営体が産業間連携によって受け入れる現場従事者に安全講習等（チェーンソー、刈払機等。ただし、労働安全衛生法及びその他通達に基づく教育・講習に限る）の受講などの安全な作業を習得させるために必要な経費	<研修会自主開催の場合> 1 経営体当たり <b>100万円を上限</b>  <外部研修会を受講する場合> 1 経営体当たり <b>100万円を上限</b>

#### (5) 他の助成事業との重複

本事業の同一の費用に対して、本助成金と農林水産省からの他の助成金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる補助金、および同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の併用はできません。なお、地方公共団体、基金など他の助成金との併用は問題ありません。

## (6) 助成対象経費

### 1) 地域間連携

区分	範囲および算定方法
①旅費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通費：下記の通り。<ul style="list-style-type: none"><li>※ 日本国内旅費に限定する。</li><li>※ 公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。</li><li>※ 自動車利用（社用車を除く）の場合、送り出し林業経営体の主たる事務所から宿泊施設の往復、宿泊施設から事業地（業務上必要な場合、送り出し林業経営体の主たる事務所）まで移動する者について、走行距離に応じた金額を支給。1 km37円として経路検索結果（Googleマップ等）による。なお、自動車利用者に対しては日報（実績報告書に添付）により確認する。</li><li>※ 高速道路利用の場合（宿泊施設と事業地の移動は除く）、実費。</li><li>※ 航空機の場合、実費。</li></ul></li><li>・ 宿泊費：実費（ただし、都内及び政令指定都市は10,900円、その他は9,800円を上限。但し、自己都合による休暇は除く）<ul style="list-style-type: none"><li>※ 地域間連携の期間内で、宿舍借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）及び礼金）が、宿泊費の上限単価×宿泊従事者数×宿泊日数で算出した額と比較して安価であった場合、宿舍借上げに係る経費を助成対象とすることができる。但し、借上げ施設は、住宅（アパート、マンションを含む）の賃貸業として営んでいる個人又は法人の物件とする。借上げ料の支払いは月極で支払う賃貸借契約とし、契約途中で助成額上限を超えた場合等においては、その時点での日割り計算による賃借料を対象として助成を行う。</li><li>※ 受入経営体が経営・管理する宿泊施設を使用する場合はその必要性を明記する。</li></ul></li><li>・ 日当：2,200円（但し、鉄道100km、水路50km、陸路25km未満については1/2とする）</li></ul>

## 2) 産業間連携

### <研修会自主開催の場合>

区分	範囲および算定方法
①技術者給	<p>&lt; 交付申請者が自ら講師及び研修会サポートを行う場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師：交付申請者の内規等に定めた技術者給とする。</li> <li>・ 研修会サポート：交付申請者の内規等に定めた技術者給とする。</li> </ul>
②謝金	<p>&lt; 講師及び研修会サポートを外部に依頼する場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会講師：7,900円（時間単価）× 該当時間</li> <li>・ 研修会サポート：3,600円（時間単価）× 該当時間</li> </ul> <p>※ 国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員（国が実施する事業の用務として先方の組織内部で適用された場合）については、要望があった場合に先方の規程を優先する。</p>
③旅費	<p>&lt; 講師・研修会サポート及び研修会参加者を対象 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通費：下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 同一または隣接する都道府県内の旅費に限定する（外部に依頼する講師・研修会サポートは除く）。</li> <li>※ 自動車利用（社用車を除く）の場合、交通費として1 km37円とし、距離算出根拠は経路検索結果（Googleマップ等）による。</li> <li>※ 高速道路利用の場合、実費。</li> <li>※ 公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。</li> <li>※ 航空機の場合、実費。</li> </ul> </li> <li>・ 宿泊費：実費（但し、都内及び政令指定都市は10,900円、その他は9,800円を上限）</li> <li>・ 日当：2,200円（但し、鉄道100km、水路50km、陸路25km未満については1 / 2とする）</li> <li>※ 技術者給または謝金が支払われる講師及び研修会サポートは対象外。</li> </ul>
④需用費	消耗品、印刷製本等に必要経費（実費）
⑤使用料及び賃借料	会場費等（実費）

<外部研修会受講の場合>

区分	範囲および算定方法
①旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費：下記の通り。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 同一または隣接する都道府県内の旅費に限定する。</li> <li>※ 自動車利用（社用車を除く）の場合、交通費として1km37円とし、距離算出根拠は経路検索結果（Googleマップ等）による。</li> <li>※ 高速道路利用の場合、実費。</li> <li>※ 公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。</li> <li>※ 航空機の場合、実費。</li> </ul> </li> <li>・宿泊費：実費（ただし、都内及び政令指定都市は10,900円、その他は9,800円を上限）</li> <li>・日当：2,200円（但し、鉄道100km、水路50km、陸路25km未満については1/2とする）</li> </ul>
②需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会受講費、資料購入費（実費）</li> </ul>

（注）事務所賃借料、敷金、礼金、事務手数料、飲食に係る経費、その他上記の表に記載されていない経費は助成対象外とします。

### 3. 交付申請

#### (1) 助成期間

令和6年1月18日(木)～令和7年2月7日(金)までとします。

※公募開始前の事業実施分についても可能です。

#### (2) 交付申請

##### 1) 事業の公募

事業の公募は、全林協 WEB サイト (<https://www.ringyou.or.jp/>) で行います。また、同 WEB サイトに適宜公募の関連情報を掲載します。

##### 2) 公募の期間

令和6年6月10日(月)から

<第1次公募> 令和6年6月28日(金)締切

<第2次公募> 令和6年8月下旬 締切(予定)

※ 全林協が交付申請書を受け取り後、順次審査を開始し交付決定します。

※ 第1次公募において予算が不足すると見込まれる場合は、第2次公募を中止します。第2次公募の中止または実施については、第1次公募状況を考慮して全林協 WEB サイトにて7月中旬に告知します。

#### (3) 実績報告書提出期限

助成事業完了または実績報告しようとする助成額が交付決定のあった助成額に達したときから起算して15日以内、もしくは令和7年2月14日(金)のいずれか早い日とします。

#### (4) 交付申請方法等

申請者は、全林協 WEB サイト (<https://www.ringyou.or.jp/jigyuu/chiikikan-sangyoukan.html>) より交付申請書等の様式をダウンロードして作成し、期日を厳守して提出してください。

##### 1) 提出方法

公募締切日まで、書類提出先に郵送もしくは電子メールにて送付してください。

- ①郵送・運送で送付する場合は、書留もしくは宅配便等の配達記録が残る方法で発送してください。
- ②電子メールにて送付する場合は、必ず電話にて、送付した旨を事務局に連絡してください。電話連絡が無く、電子メール未受信等の場合は交付申請が無かったこととします。

## 2) 交付申請時に提出する書類の詳細

### 添付書類

#### ①申請認定事業主等の概要資料

- ・登記簿謄本（写し）、パンフレット等。
- ・認定事業主等であることを証する書類（認定事業主の場合は、都道府県知事が改善計画を認定した「認定通知書」等の写し）

#### ②助成対象条件等確認資料

- ・受入経営体と送り出し経営体の主たる事務所の距離の証明資料（距離・経路の算出根拠として経路検索結果（Googleマップなど）
- ・申請者の令和6年度（令和7年2月7日まで）に事業（伐採・造林）を計画している全市町村数のうち、スギ花粉症発生源対策推進方針（平成13年6月19日13林整保第31号）に基づき、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む全市町村数が過半を占めていることを確認するためのもの（別記様式第1号「交付申請書」別紙1）。
- ・産業間連携の場合は、受講予定者名簿（別記様式第1号「交付申請書」別紙2に氏名、年齢、職業を記載。なお、職業については主たる職業が林業以外であることが必要）

#### ③経費の積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し

##### 【地域間連携】

- ・公共交通機関利用及び自動車利用（社用車を除く）の場合は、移動区間内容（別記様式第1号「交付申請書」別紙3）
- ・宿舍借上げの場合は、借上げる物件の貸主の不動産賃貸業の開業届（写し）と借上げの見積書（借上げ期間が明記されたもの）を添付。

##### 【産業間連携】

- ・研修会の開催地と受講費が分かるもの（外部研修会受講の場合）
- ・会場費、資料印刷費等の見積書（研修会自主開催の場合）
- ・交付申請者の謝金等の内規（研修会自主開催において、講師及び研修会サポートに技術者給・謝礼が支払われる場合）

#### ④振込先情報

#### ⑤農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート

(5) 公募から事業実施までのスケジュール

	スケジュール	全林協	認定事業体等
公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付申請書受付 令和6年6月10日(月)</li> <li>● 第一次公募申請締切 令和6年6月28日(金)</li> <li>● 第二次公募申請締切 令和6年8月下旬(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全林協WEBサイト (<a href="https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html">https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html</a>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付申請書作成・提出</li> </ul>
審査・交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付申請書の審査 &lt;第1次審査&gt; 令和6年6月中旬～ 7月中旬</li> <li>&lt;第2次審査&gt; 令和6年9月上旬(予定)</li> <li>● 交付決定通知書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付決定通知書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付決定通知書受理</li> </ul>
事業実施・検査・支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次事業開始 令和6年6月中旬(予定)</li> <li>● 第2次事業開始 令和6年9月上旬(予定)</li> <li>● 実績報告書提出期限 助成事業完了または実績報告しようとする助成額が交付決定のあった助成額に達したときから起算して15日以内、もしくは令和7年2月14日(金)のいずれか早い日とします。</li> <li>● 検査 事業完了後随時～令和7年3月7日(金)まで。</li> <li>● 令和6年度 事業実施市町村証明書(令和7年2月7日まで)の確認。</li> <li>● 助成金支払い 3月14日(金)まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成金額確定通知書送付</li> <li>○ 助成金支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業開始</li> <li>○ 事業完了</li> <li>○ 実績報告書作成・提出</li> <li>○ 令和6年度 事業実施市町村証明書(令和7年2月7日まで)を提出</li> <li>○ 助成金受領・事業完了</li> </ul>

※公募情報(全林協WEBサイト)

<https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html>

## (6) 書類提出先

地域間・産業間連携労働力確保事業 事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

地域間・産業間事業係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F

TEL：03-3500-5034 FAX：03-3500-5038

E-mail：roudou@ringyou.or.jp

WEB サイト：https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html

お問い合わせ対応時間：月～金 9:30～17:30

## 4. 審査および結果の通知

### (1) 審査

- 審査は全林協が申請書等の内容について審査を行い、助成対象となる取組を選定します。
- 申請者の令和6年度（令和7年2月7日まで）に事業（伐採・造林）を計画している全市町村数のうち、スギ花粉症発生源対策推進方針（平成13年6月19日13林整保第31号）に基づき、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市町村数が過半を占めていることを確認する「令和6年度 事業実施市町村証明書」（別記様式第6号「実績報告書」別紙1）の提出を受け、過半を占めていることを確認します。

### (2) 審査結果の通知

- 審査の上、助成すべきと認められた者に対し交付決定の通知を、それ以外の申請者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ郵送で通知します。
- 審査の過程に関する質問に対して、地域間・産業間連携労働力確保事業事務局は対応しません。
- また、交付決定を受けた者は、地域間・産業間連携労働力確保事業事務局のWEBサイトで申請団体名、実施場所を公開します。

## 5. 検査・支払

### (1) 検査

- 検査は全林協が実績報告書等の内容について検査を行います。

### (2) 支払い

- 検査が合格した場合は助成金を支払い、不合格の場合は支払いません。

.....

**申請方法等に関するお問い合わせ先**

地域間・産業間連携労働力確保事業 事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

地域間・産業間事業係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F

TEL：03-3500-5034 FAX：03-3500-5038

E-mail：roudou@ringyou.or.jp

WEB サイト： <https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html>

お問い合わせ対応時間：月～金 9:30～17:30